

高浜市障がい者 福祉計画の素案

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ ☎52-9871

障がい者に関する計画については、障害者基本法に基づき「市町村障がい者計画」と障害者自立支援法に基づく「市町村障がい福祉計画」において策定が義務付けられています。

今回の計画策定においては、これまで別々に策定されてきた計画を一体的に作成し、項目ごとに数値目標を加えるなど、よりわかりやすい計画書を目指しています。

この度、「高浜市人にやさしい街づくり及び障がい者施策審議会」の検討を経て、「素案」がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

第1章

計画の策定にあたって

本計画は、「第二次高浜市障がい者計画」の理念「地域の中で、共に生活できるシステムづくり」と「第一期高浜市障がい福祉計画」の理念（「地域生活の実現」「働きたい」の実現）、「地域共生を図るために」を継承することとしています。計画期間は7年間（平成20年度から平成26年度まで）とし、「障がい福祉計画」の部分については平成23年度に見直しを行うこととしています。

第2章

現状分析と評価

障がい児・者の現状と「第二次高浜市障がい者計画」並びに「第一期高浜市障がい福祉計画」の評価や進捗よく状況などについて記載しています。

「第二次高浜市障がい者計画」については、3つの重点的推進プランごとに評価を行い、「第一期高浜市障がい福祉計画」については、障がい福祉サービスの計画数値に対する実績などにより、今後の課題や方向性などを示しています。

第3章 計画の内容

「3つの重点プラン」のもと、5つの施策の目標を掲げ、具体的な施策を展開していきます。

「3つの重点プラン」の概要および主な事業内容は次のとおりです。

A 新・相談支援体制プラン

これまで一元的に進めてきた相談窓口の充実を、より身近な地域で気軽に相談できるように、多様な相談窓口を確保します。そして、「総合相談窓口」の機能をさ